

令和7年度
札幌市保育人材確保に向けた
一時金給付事業

申請の案内

札幌市子ども未来局 支援制度担当部
保育推進課

目 次

1	制度概要	1
2	申請手続	3
3	交付決定の取消し、返還	4
4	札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業 F A Q	5

「札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業」は、

対象となる保育士・幼稚園教諭ご本人から申請が必要です

<施設様へのおねがい>

申請の案内は施設を介して行いますので、所属の職員へ周知くださいますようお願いいたします。

保育士・幼稚園教諭ご本人から申請いただくこととなりますが、申請に必要な書類の一部は、施設に作成していただく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

1 制度概要

(1) 趣旨

市内の認可保育所等に保育士・幼稚園教諭として勤務する方に、『札幌市保育人材確保に向けた一時金』を給付することにより、保育士・幼稚園教諭資格の確保、就業継続及び採用後一定期間における離職防止を図り、市内の認可保育所等に勤務する保育人材を確保することを目的とします。

(2) 一時金交付対象者

次のア～エの要件すべてに該当する保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する方を対象とします。

ア 札幌市内に所在する「認可保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業所」、「札幌市一時預かり事業を実施している幼稚園」のいずれか（市が運営する施設を除く）において直接雇用されていること（派遣などは除く）。

イ 雇用契約上、労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上と定められていること。

ウ アで定めた施設において、申請日時点で保育士・幼稚園教諭として勤務していること。

エ 令和7年4月1日時点の同一保育所等における勤続年数が、保育士・幼稚園教諭としての正規採用日から起算して、次のとおり定める要件のいずれかを満たしていること（事業所内における系列施設などにおける人事異動等は、同一の保育所等とする）。

① 3年給付金：（R7.4.1時点で）勤続3年以上4年未満

対象例）2022年4月1月から～2025年4月1日まで（3年0か月）

② 6年給付金：（R7.4.1時点で）勤続6年以上7年未満

対象例）2019年4月1月から～2025年4月1日まで（6年0か月）

③ 9年給付金：（R7.4.1時点で）勤続9年以上10年未満

対象例）2016年4月1月から～2025年4月1日まで（9年0か月）

注意事項

※1 上記要件を満たしていなかった期間がある場合、正規採用日から起算した期間から差し引いてご報告ください。

※2 ※1について、育児休業からの復職後の勤務が、「育児短時間勤務」や

「部分休業」となったことが理由の場合に限り、育児休業取得前と雇用形態が変更になっていなければ対象とします。よって、育児短時間勤務や部分休業の期間は、上記要件を満たしていなくても、差し引くことなくご報告いただいてもかまいません。

(3) 給付金額

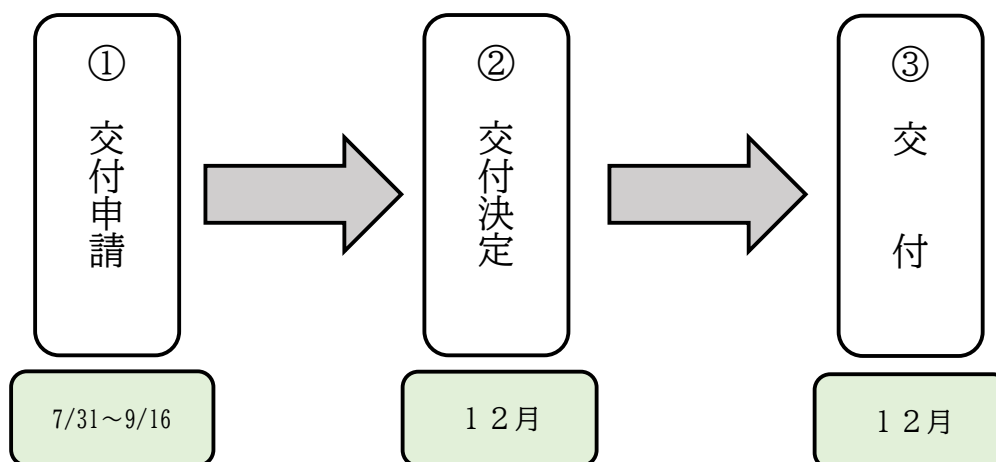
各給付金 一律 １００，０００円

なお、申請者が指定した口座へ直接支給します。

2 申請手続

(1) 申請の流れ

※ 提出書類の審査内容等により、追加の書類提出をご依頼する場合があります。



① 交付申請

申請者が、必要書類を下記提出先に郵送で提出します。

ア 提出書類 ※ 1～4すべてを揃えて提出します

	提出書類の名前	札幌市で様式を 定めているもの
1	申請書・雇用証明書（様式1）	○
2	口座振替申出書（様式2）	○
3	通帳の写し又はキャッシュカードの写しなど ※ 銀行名・支店名・預金種別・口座番号 口座名義（漢字）・口座名義（カナ） <u>上記すべてがわかる書類が必要です</u>	×
4	申請者の保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し	×

イ 提出時期 ※ 締切日より遅れた場合、支給できません。

令和7年7月31日（木）～令和7年9月16日（火）【必着】

ウ 提出先 ※ 必ず郵送により提出してください

〒060-0007

札幌市中央区北7条西13丁目9-1 塚本ビル7号館7階

札幌市子ども・子育て支援事務センター 一時金担当

電話：011-211-2626（平日 9時00分～17時30分）

② 交付決定

交付の可否について、次のいずれかの通知書を申請者あてに送付します。

- 交付することを決定したとき

札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業交付決定通知書

- 交付しないことを決定したとき

札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業不交付決定通知書

【通知時期】 令和7年12月

③ 支給

交付決定後、交付対象者の指定口座に一時金を振り込みます。

【交付時期】 令和7年12月末頃

3 交付決定の取消し、返還

(1) 取消し

申請者が、次の項目に該当するときは、一時金の交付決定を取消します。

ア 交付条件に違反したとき

イ 偽りその他不正の手段により一時金の交付決定を受けたとき

ウ 法令またはこれに基づく処分に違反したとき

エ その他市長が交付することを不適当と認めたとき

※交付金額の確定後においても適用します。

(2) 返還

交付決定を取り消した場合において、すでに一時金が交付されているときは、期限を定めて札幌市から返還を命じます。

4 札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業 F A Q

Q 1 どのような場合に交付対象保育士・幼稚園教諭にならないのか。

支給の対象にならない方の具体例を下記に示します。

- ・認可外の保育施設に採用された保育士・幼稚園教諭
- ・派遣により勤務する保育士・幼稚園教諭
- ・施設長（園長）などの管理職業務や、補助（無資格）的業務に従事し、保育業務に専従していない職員

Q 2 「保育士・幼稚園教諭」とあるが、幼稚園教諭免許のみ取得者も対象となるか。

札幌市一時預かり事業を実施いただいている幼稚園等においては、「幼稚園教諭免許のみを有している幼稚園教諭」も支給の対象になります。

Q 3 正規職員だけ対象になるのか。

直接雇用の臨時雇用・パート雇用の非正規職員は対象となります。直接雇用ではない派遣社員は対象となりません。

Q 4 途中で退職した人も支給されるのか。

翌年度以降も継続して勤務いただくことを前提に支給するので、途中で退職した方には支給しません。申請書をご提出いただく時点で在籍している保育士・幼稚園教諭が対象となります。

Q 5 札幌市の一時預かり事業を行っているため支給対象施設となるが、一方で、支給対象者は、当園の保育士、保育教諭、幼稚園教諭の全員か。それとも、一時預かり事業に従事した有資格者のみか。

全員が支給の対象となります。

Q 6 給付要件の勤続年数の考え方は、同一施設での通算勤続年数か？勤めた施設は複数あるが、保育士職としての通算勤続年数か？また、産休や育休の期間については対象期間と見ないのか？

保育士職としての通算勤続年数ではなく、同一施設での通算勤続年数となります。また、産休や育休の期間について、通算勤続年数に含めます。また、同一法人内で施設を移った場合も、Q 8 のとおり、同一施設として見ていただくようお願いします。

Q 7 「要件を満たしていない期間を差し引いて報告」とあるが、勤続年数の間において、「育児休業から復職後、育児短時間勤務や部分休業」となった場合、「育児短時間勤務や部分休業」の期間が支給要件を満たしていなければ、差し引いて報告するのか。

育児休業からの復職後の勤務が、「育児短時間勤務」や「部分休業」となったことが理由の場合、労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上でなくても、育児休業取得前と雇用形態が変更になっていなければ対象とします。

Q 8 勤務していた保育所等から、同じ法人の系列における保育所等に転籍した保育士・幼稚園教諭は対象となるか。また法人は異なるが、理事長など経営者が同一の法人だった場合はどうか。

どちらも対象となります。同じ法人内における人事異動等による転籍の場合、また法人は異なるが、理事長など経営者が同一であった場合も同一施設として見ていただくようお願いします。下記に一時金の給付対象となる例を示します。

・補助の対象となる例（いずれも3年目として対象となります）		
採用日		
状況	同じ法人内における人事異動	
勤務した期間	2年	1年
勤務地	A保育所で勤務	B保育所へ転籍・勤務
採用日		
状況	同じ法人ではないが、理事長が同一	
勤務した期間	2年	1年
勤務地	A保育所で勤務	B保育所へ転籍・勤務

Q 9 同じ法人の系列における保育所等への転籍だが、転籍前の勤務地は「札幌市外」の施設、転籍後の勤務地は「札幌市内」の施設である場合はどのように考えるか。

札幌市内の施設において勤務した期間のみが対象となり、札幌市外の施設において勤務した期間は差し引いてご報告ください。

・補助の対象とならない例

※下記の場合、勤務した期間は3年間となりますが、「【札幌市外】A保育所」において勤務した期間（2年）は差し引いて報告となり、**3年目支給の対象とはなりません。**

採用日		
状況	同じ法人内における人事異動	
勤務した期間	2年	1年
勤務地	【札幌市外】 A保育所で勤務	【札幌市内】 B保育所へ転籍・勤務

・補助の対象となる例

※下記の場合、勤務した期間は5年間となりますが、「【札幌市外】B保育所」において勤務した期間（2年）は差し引いて報告となり、**3年目支給の対象となります。**

採用日			
状況	同じ法人内における人事異動		
勤務した期間	2年	2年	1年
勤務地	【札幌市内】 A保育所で勤務	【札幌市外】 B保育所へ転籍・勤務	【札幌市内】 C保育所へ転籍・勤務

Q 1 0 一時金が交付される時期は対象となる年度当初か？また、例えば、3年以上という条件は満たしたが、その年度における4月2日に突如辞めてしまった保育士・幼稚園教諭は対象とするのか？対象とする場合、一時金は本人へどのように手渡すのか？

交付される時期は年度当初ではなく、札幌市より別途お知らせする時期となります。また、年度途中の退職者につきましては、Q 4 のとおり、支給の対象とならず、申請書の提出時点で在籍している保育士・幼稚園教諭が対象となります。

Q 1 1 勤続年数の間、給付要件を満たしていない期間があった場合は、勤続年数をどのように計算するのか。

要件を満たしていない期間を差し引いてご報告ください。その結果、3・6・9年目に至っていない場合は、対象外となります。一旦退職し、同じ職場に復職した場合なども同様です。

Q 1 2 対象支給される10万円について、税負担は発生するのか。

札幌市から支給される一時所得となり、支給対象者の1年間における一時所得が、今回の10万円のみであれば税負担は発生せず、申告は不要です。しかし、今回の10万円を含め、1年間における一時所得が50万円を超える場合は、確定申告が必要となります。

なお、一時所得には、次のようなものが挙げられます。

- (1) 懸賞や福引きの賞金品（業務に関して受けるものを除きます。）
- (2) 競馬や競輪の払戻金
- (3) 生命保険の一時金（業務に関して受けるものを除きます。）や損害保険の満期返戻金等
- (4) 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの、継続的に受けるものは除きます。）
- (5) 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

詳細については、下記までお問い合わせください。

お住まいの区	市税事務所 (市民税係)	電話番号
中央区	中央市税事務所	011-596-6012
北区・東区	北部市税事務所	011-207-3914
白石区・厚別区	東部市税事務所	011-802-3914
豊平区・清田区・南区	南部市税事務所	011-824-3914
西区・手稲区	西部市税事務所	011-618-3914

Q 1 3 「月曜～土曜まで週5日勤務」というように、不規則なシフト等による勤務だった場合、月によって勤務日数が変動する。その場合、どのように計算すればよいか。

月ごとの計算において、「4（週）」を定数とし、週当たりの勤務日数から計算してください。

例)「月曜～土曜まで週5日勤務」： $5 \times 4 =$ 月20日勤務